

## 第7回臨時委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名（小石委員）

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。日程第1、第10号議案「「スポーツクラブ21ひょうご」芦屋市推進委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員 ) この推進委員会委員の中で、現在、各スポーツクラブの委員長をされている方はおられますか。

4ページに記載のある推進委員会設置要綱第2条に、この推進委員会は「各地域スポーツクラブからの事業計画の認定をする」と規定されていること、また、5ページのガイドラインの(2)の3行目に、「各地域スポーツクラブからの運営費支出計画の審査等も行う」と規定されていることから考えると、各スポーツクラブの委員長がこの推進委員会に入っておられると、委員長自ら、自身のスポーツクラブについて審査することになってしまうのではないのでしょうか。

スポーツ推進課長) 委員のおっしゃるとおり、ご自身がスポーツクラブに所属しながら、スポーツクラブ21において様々なご意見を述べておられますが、各クラブから出された計画については、追認するという意味合いが強いです。利害関係などもございませんので、委員として入られていることには特に問題はないと考えて

おります。

教 育 長 ) 越 野 委 員 が お っ し ゃ ら れ た 件 に つ い て は 、 至 極 当 然 に 考 え ら れ る こと と 思 い ま す 。

委 員 会 に お け る 運 用 の あ り 方 に つ い て は 、 ご 自 身 の ク ラ ブ に お け る 審 査 に つ い て は 発 言 を 控 え る な ど 、 客 観 的 に み て も 妥 当 で あ る こと が 必 要 だ と 思 い ま す 。

ス ポー ツ 推 進 課 長 ) は い 、 ご ざ い ま す 。

例 え ば 、 朝 日 ケ 丘 で あ れ ば 、 現 在 、 中 田 委 員 と 矢 持 委 員 の お ふ た り が ス ポー ツ ク ラ ブ 2 1 ひ ょ う ご 芦 屋 市 推 進 委 員 会 の 委 員 と し て 出 て お ら れ ま す が 、 こ の 委 員 会 と は 別 に ス ポー ツ ク ラ ブ 2 1 ひ ょ う ご 芦 屋 市 連 絡 協 議 会 が ご ざ い ま す 。

こ の 連 絡 協 議 会 に つ き ま し て は 、 ス ポー ツ ク ラ ブ か ら 9 人 の 代 表 者 に お 集 ま り い た だ き 、 様 々 な 問 題 を 協 議 さ れ 、 こ こ で の 意 見 を 推 進 委 員 会 に 挙 げ て い く と い う 位 置 づ け で ご ざ い ま す 。

こ の 協 議 会 に お い て も 、 当 然 な が ら 自 身 の ク ラ ブ の 利 益 云 々 と い う よ う な ご 発 言 は さ れ て お ら れ ま せ ン 。

木 村 委 員 ) そ の 連 絡 協 議 会 の 位 置 づ け で す が 、 こ の 会 の 委 員 は 誰 が 選 ぶ の で す か 。

ス ポー ツ 推 進 課 長 ) ス ポー ツ 推 進 課 が こ の 連 絡 協 議 会 の 事 務 局 で し て 、 こ の 会 に つ い て は 、 ス ポー ツ ク ラ ブ 2 1 の 代 表 の 方 で 組 織 さ れ て い ま す 。

木 村 委 員 ) 各 コ ミ ス ク の 代 表 と い う こと で し ょ う か 。

ス ポー ツ 推 進 課 長 ) コ ミ ス ク で は な く 、 ス ポー ツ ク ラ ブ の 代 表 の 方 で す 。

木 村 委 員 ) こ の 連 絡 協 議 会 に 関 す る 設 置 要 項 な ど は あ る の で す か 。

ス ポー ツ 推 進 課 長 ) は い 、 ご ざ い ま す 。

木 村 委 員 ) 連絡協議会については、教育委員会で委員委嘱など行ったことはありませんよね。

スポーツ推進課長) はい、連絡協議会は代表の方がお集まりになって協議される場ですので、委員の委嘱について教育委員会でお諮りはしておりません。

木 村 委 員 ) この会とは別に次の議案にでてきますが、スポーツ推進審議会委員というものもありますよね。このあたりの会のつながりや関係性の理解が難しい部分がありますので、また別の機会でご説明いただきたいと思います。

教 育 長 ) いろいろな委員会や審議会が組織されているので、それぞれの役割など示してもらいたいと思います。

スポーツ推進課長) わかりました。別途協議会の場で説明させていただきます。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第10号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 次に、第11号議案「芦屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

スポーツに関する委員会等のうち最上位に位置付けられるのが、このスポーツ推進審議会ですね。

スポーツ推進課長) スポーツ推進審議会につきましては、スポーツ基本法で位置付けられております。

また、スポーツ推進委員は、過去に体育指導員として位置付けられていた方がこれに当たりまして、各市にこのスポーツ推進委員をおかなければならないと定められております。

地域のスポーツについてはスポーツクラブ21で、本市ではスポーツクラブ21ひょうご芦屋市推進委員会がこれに当たり、兵庫県と一緒に組織した委員会でございます。

そして、スポーツクラブ21ひょうご連絡協議会につきましては、これは本市のスポーツクラブ21の9ブロックの各代表者が集まって、クラブの運営方法や活動における日々の悩みなど様々に協議する場でございます。

教 育 長 ) 審議会において、先の5年間の計画をどう進めていくか、それを推進するために一つの方策として、スポーツクラブ21の協議会があるということです。その協議会では、スポーツクラブの各団体の連絡協議会から出てこられた方等で組織されています。

他にも、芦屋市の体育施設のあり方や生涯スポーツのあり方、また、学校スポーツに対する提言も含めてこの審議会でご審議いただいていますよね。

木 村 委 員 ) 国の機関と県の機関があって、その中でスポーツ推進委員が2、30名おられて、実際に動かれているのがスポーツクラブ21の方ということですね。これらの関係性において、相互の連絡調整を含めてこれらのそれぞれ持ちうる機能が全体的にうまく動いているのかどうか気になります。

スポーツ推進課長) スポーツ推進委員については、各地域から2名ずつ出ている他に27名の委員がおられます。この方々の内訳としては、9ブロックから各2名と9名の専門員です。地域の情報の共有やスポーツ推進委員の研修会は、スポーツ推進課が所管しておりますが、委員の皆さんには、地域に出向き実際の実技を通して支援していただいております。

教 育 長 ) スポーツ推進委員のメンバーは、各小学校にあるスポーツクラブ21から委員を選んでいるということでしょうか。

スポーツ推進課長) はい。その一つにコミスクがありまして、スポーツクラブ21から1名ずつ選んでいただいております。

小 石 委 員 ) この審議会は、国から方向性みたいなものが示されているのですか。

スポーツ推進課長) スポーツ基本法において審議会の設置が規定されております。

社会教育部長) 国において計画を定めておりますので、その計画の方向性をみながら本市における推進計画を策定しています。今年度はちょうど次期計画の策定を行っております。

小 石 委 員 ) つまり、国が一定の方向性みたいなものを示していて、それをみながら、芦屋市ではどうしていくのかということですね。スポーツクラブ21についても同様ですよ。県が一定の方向性を示した上で、本市としてどうしていくかということですね。

社会教育部長) そうです。本市独自の部分と、国・県から示される方針を引き継いで策定する部分とがあるということです。

小 石 委 員 ) わかりました。それと、スポーツは社会教育との関係も深いですね。

社会教育部長) もちろんそうです。

木村委員) 社会教育委員の会議において、活動報告などされておられるのでしょうか。実績などの情報を社会教育委員にきちんと伝えていかなければならないと思います。

教育長) 情報提供としていろいろ知っていただくのはいいことです。本市の場合、日ごろから体を動かしている方の割合が非常に多い。ですから、我々が目指す5年後の目標数値も非常に高いレベルです。このあたりで何か報告することはありますか。

スポーツ推進課長) 週1回運動する方の全国平均は45%程度に対して、芦屋では67%ほどおられたと思います。市民の方は大変運動されていると思います。

逆に、全く運動していないと答えられた方も7%から8%ほどおられますが、これについても全国平均に比べて低いというのが現状です。市民の皆さんはスポーツに関心をもっておられ、体もよく動かされているという結果がでております。

浅井委員) その67%というのは何歳以上の方ですか。

スポーツ推進課長) 今回の調査は二十歳以上の方を対象にしております。

小石委員) むしろ子どものほうが問題ですね。体力が全国平均よりも低いということですから、体を動かす活動をどのようにして取り入れていくか。大人についてはそれなりに成果が上がっているということでしょうね。

木村委員) ゴルフをやっている人口など多そうですね。

浅井委員) スポーツ推進審議会で、このようなことは話し合われるのでしょうか。

スポーツ推進課長) スポーツ推進審議会では、学校教育の体育を専門とされて

いる先生にもご出席いただいて、本市の小学校や中学校の体力について、報告していただいております。

また、スポーツ団体に対する助成金の審査等も行っております。現在は、次期のスポーツ振興計画の策定に向けて審議を行っているところです。

小石委員) 高齢者スポーツは結構盛んですよね。

スポーツ推進課長) そうですね、盛んだと思います。

小石委員) 過去にはペタンクが結構盛んだったように思います。

スポーツ推進課長) そうですね。盛んにやっておられました。今でも公園などで楽しんでおられる姿をお見かけします。

教育長) 見るスポーツ、するスポーツ、支えるスポーツとよく言われますが、東京オリンピックが開催されることもありますので、やはり見る、支えるなど、いろいろな形でみんなが体を動かしてほしいと考えています。また、レクリエーションや様々な大会の支援など、体育協会等と協力して行っているところです。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第11号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 閉会宣言